

## 取引資格取得要件の見直しについて

2020年3月31日  
株式会社東京証券取引所  
株式会社大阪取引所

### I 趣旨

近年の証券会社の統廃合等に起因して、当取引所の取引参加者数の減少傾向が顕著となる一方、ロボ・アドバイザーやスマートフォンでのサービス提供に特化した証券会社等、新たなビジネスモデルの証券会社も登場しており、主として若年層投資家の新たな受け皿として期待される向きもあります。

当取引所が多様な投資家のニーズに応えていくにあたり、取引参加者の多様化は重要な観点であり、当取引所としてこうした現状を踏まえ、上記のような新たなビジネスモデルの証券会社をはじめ、多様な証券会社が取引資格を取得しやすい環境を整備することが必要であるものと考えます。

そこで、これまで同様、取引資格の取得にあたっては、申請者の経営体制や業務執行体制の十分な審査を通じて取引参加者の質を確保することを前提としたうえで、その取得要件について以下の見直しを行います。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 取引資格取得基準における財務要件の一部見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>取引資格取得基準における財務要件として、「事業の継続性が見込まれること」を要件とします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現在は、「安定した収益力が見込まれること」を要件としており、運用時の具体的基準としては、①経常収支率が良好（100%目途）であること、又は②経常損益及び当期純損益が直近2期連続黒字、かつ、当期においても安定的な収益が見込まれること、としていました。</li><li>今後は、左記の「事業の継続性が見込まれること」を要件とし、運用時の具体的基準としては、①申請時点で2事業年度以上の上場有価証券/上場デリバティブの売買等に係る事業実績があること、かつ、②申請前の直近2事業年度のいずれかにおいて黒字実績があり、かつ、取引資格取得後の計画値において、黒字を継続することができる合理的な見込みがあること、とします。</li><li>上記の具体的基準を満たさない場合であっても、親会社の財務力等を勘案し、要件の充足性を判断することとし</li></ul>

項目	内容	備考
		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の取引資格取得基準における財務要件（資本金、純財産額及び自己資本規制比率）は、現行どおりです。</li> </ul>
2. 入会金の額の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>入会金の額を、以下のとおり引き下げます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合取引参加者（800 万円）</li> <li>先物取引等取引参加者（300 万円）</li> <li>国債先物等取引参加者（100 万円）</li> <li>商品先物等取引参加者（100 万円）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の入会金の額については、東京証券取引所が株式会社となり、現行の取引参加者規程を整備した際、「これまで東証に蓄積された取引・決済に係るノウハウ等の無形的な価値について、それらのノウハウが表象されていると考えられる売買関連システム（ソフトウェア）の構築費用を按分して算出した額」（平成 13 年 9 月 18 日 東証「株式会社への組織変更及び組織変更後の諸制度等に関する要綱」としていましたが、今後は、取引資格取得のための手数料と位置づけることとし、海外主要取引所における入会金額の水準等を参考に左記のとおりとします。</li> <li>現在の入会金の額は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>総合取引参加者（1 億円）</li> <li>先物取引等取引参加者（5,000 万円）</li> <li>国債先物等取引参加者（3,000 万円）</li> </ul> </li> <li>リモート取引参加者に適用される入会金の額についても、左記と同額とします（現在、リモート取引参加者に適用される入会金の額は、総合取引参加者 1,000 万円、先物取引等取引参加者 500 万円）。</li> </ul>

項目	内容	備考
3. 取引参加権の譲渡制度の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加権の譲渡制度を廃止します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度では、取引資格の喪失を申請した取引参加者が、取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として新たに取引資格を取得する者に対してのみ、取引参加権を譲り渡すことができ、その場合には、新たに取引参加者となる者は、入会金の納入は要しないこととしています。</li> <li>なお、OSE においては、既に同制度は廃止されています。</li> </ul>

### Ⅲ 施行日（予定）

- 実施時期は2020年5月を目途とします。
- ただし、2. における商品先物等取引参加者に係る入会金の額に関しては、東京商品取引所から大阪取引所への商品移管等に伴う関連諸制度の整備に合わせ、実施時期は2020年7月を目途とします。

以上